

清須市成年後見センターの設立について（案）

1	設立主体	清須市
2	区域	清須市（別紙資料 4 - 2 ①）
3	運営方法	委託（別紙資料 4 - 2 ②） （専門性を活かしたノウハウを活用し、継続的かつ安定的に事業を行うため）
4	開設時期	令和 5 年度中
5	センター名称	清須市権利擁護センター（案）
6	組織体制	職員〇名程度（常勤・非常勤）
7	機能 （実施事業）	（1）広報 パンフレット作成、出前講座、講習会の開催、制度周知、制度理解の促進
		（2）相談 専門職による相談会の実施 センター窓口、電話、訪問での相談受付
		（3）成年後見制度利用促進 受任者調整（マッチング）支援 家庭裁判所との連携 日常生活自立支援事業等の関連制度からのスムーズな移行 担い手の育成・活動の促進 ※1
		（4）成年後見人支援・不正防止効果 後見人と本人、親族、福祉、医療、地域等の関係者が連携し本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し、適切に対応する体制を構築
		※1 担い手の育成・活動の促進については将来的に機能を拡充し、実施予定